

氷見市被災者住宅リフォーム支援補助金交付制度



能登半島地震で被災された方の住まいの再建に向け、一定の要件を満たす方が住居のリフォーム工事を行った経費に対して補助金を交付します。

◆補助対象者

被災者であって、自らが居住する目的で令和6年1月2日から令和9年3月31日までの間に市内において空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事を行い、基準日から1年以内にその住宅に居住した住宅所有者

〈用語の定義〉

- ・被災者 … 令和6年能登半島地震により居住していた住家が損害を受け、被災証明書の損害程度が半壊以上の世帯又は市から応急住宅の提供を受けた世帯に令和6年1月1日時点の住民基本台帳において属する者（ただし、賃貸物件に居住していた者を除く。）
- ・住宅所有者 … 居住する住宅を所有する者。ただし、共有に係る住宅にあっては、持分が4分の1以上の所有者（持分が4分の1以上の所有者がいない場合は、最も大きい持分を持つ者）であって、生計を一にする者の持分を加算して持分が2分の1以上となる者に限る。
- ・基準日 … 住宅のリフォーム工事が完成した日

◆補助要件

申請者及び世帯員が過去にこの要綱による補助金及び令和6年度において氷見市住宅リフォーム支援補助金要綱第4条第1号アの「被災者」としての補助金の交付を受けていない場合に限ります。

◆補助金額

リフォームに要した経費の2分の1以内で上限100万円

※次に掲げるリフォーム工事等経費は補助の対象となりません。

- ・車庫、カーポート及び物置等の設置工事
- ・門、塀、その他の外構工事
- ・移動や取り外しが可能な家具の購入・設置、家電製品の購入
- ・電話及びインターネット等の配線工事
- ・公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事
- ・補助金の交付を受けようとする世帯の者が、自ら施工する工事
- ・住宅の解体のみ行う工事
- ・賃貸の用に供している、又は供する予定の住宅のリフォーム工事
- ・事務所、店舗その他居住以外を目的に使用する部分のリフォーム工事
- ・他の制度による補助金を受けた整備箇所が当該補助金の対象となる部分と重複する工事等
- ・その他市長が補助の対象として適当でないと認める工事等

◆申請方法及び期限

空き家を取得した日より **2年以内** に必要書類（裏面参照）を添えて、未来戦略課まで申請してください。

※この補助金の財源に国庫補助を活用しています。他の補助制度との併用を検討している方は、併用できない場合があります。着工前に工事の内容（工事箇所等）が分かる書類をお持ちのうえ、必ずその補助制度の窓口で補助金の交付が可能かどうかをご確認ください。

住宅を取得した日について

- ① 新築の場合
登記に記載されている新築日
- ② 中古物件を購入する場合登記
に記載されている売買日
又は売買契約書の契約日

◆補助金の返還

次に該当した場合、補助金の返還が必要となります。

- ・補助金の交付を受けた者及びその世帯員のすべてが、基準日から10年以内に転出又は転居したとき

◆申請書類

- ☐ 氷見市被災者住宅リフォーム支援補助金交付申請書
- ☐ 氷見市被災者住宅リフォーム支援補助金申請に関する誓約書
- ☐ 個人情報の取扱いに関する同意書
- ☐ 工事完了・代金清算証明書（申請者名で作成、工事施工業者が記入）
- ☐ 口座振替申出書

【確認書類について】

対象者	✓	書類名称	確認内容	入手方法・発行者
全員	☐	り災証明書又は応急住宅の提供を受けていたことが確認できる書類	被災した建物の被害の程度	
	☐	建物の登記（全部事項証明書）	取得日、住所、持分割合、権利者	法務局（窓口またはオンライン）
	☐	工事完了・代金清算証明書が出せない場合 リフォーム工事経費の支払い証明書（見積書、精算書、領収書、振込控え等）	リフォーム経費、支払いの完了	
	☐	工事内容の明細を証する書類	対象工事の内容と経費	
	☐	リフォーム工事等の施工前及び施工後の写真		
	☐	リフォームが完成した日を証する書類		
	☐	世帯全員の住民票 （マイナンバー以外記載、続柄が入っているもの）	現在の住所、世帯員、住定日	氷見市市民課窓口
	☐	世帯全員の現在までの納付すべき税の完納を証明する書類 （課税されていない場合は非課税証明書） ※15歳以下（中学生以下）は不要	税の滞納の有無	氷見市税務課窓口
	☐	通帳の写し（キャッシュカード可）	金融機関、支店名、名義、口座番号	